

平成 27 年 12 月 16 日

各 位

株式会社 みなと銀行

瀬戸内地域の地方銀行 7 行および日本政策投資銀行による
瀬戸内地域の観光産業活性化に向けた新法人設立に関する「基本合意書」
の締結について

株式会社 みなと銀行(頭取 尾野 俊二)を含む瀬戸内地域の地方銀行 7 行および日本政策投資銀行(以下、参加行)は、瀬戸内地域の観光産業活性化に向けた新法人設立に関する「基本合意書」を締結いたしましたのでお知らせいたします。

これまで参加行では、政府が掲げる成長戦略の一つである「地方創生」において、地域金融機関の果たす役割が重要となる中、観光関連事業者の資金や経営支援策などについて検討を重ねてまいりました。

本合意書は、新たに設立する法人を中心に、地域のネットワークや事業支援の知見を有する参加行が連携・協力して瀬戸内地域の観光振興を進めるために締結するもので、当行は地元兵庫県とも連携をとる中で、中期経営計画の基本方針の一つである“地域発展への更なる貢献”への取組を強化していきたいと考えています。

今後は、参加行が一層の連携・協力を図りながら、観光事業者に対する多様な支援を行うなど、観光産業の発展を通じた地域活性化策に取り組んでまいります。

記

■瀬戸内地域の観光産業活性化に向けた新法人設立に関する「基本合意書」締結の概要

1. 目的

瀬戸内エリアの価値向上のため、瀬戸内ブランド推進連合(注 1)、観光関連事業者、新法人が連携する「瀬戸内ブランド推進体制」(注 2)を構築すること

2. 合意事項

下記を基本方針として協議を進めること

- (1) 新法人への株式出資
- (2) 新法人への出向者派遣
- (3) 「せとうち観光活性化ファンド」(仮称)の組成

3. 合意書締結行

中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、当行、日本政策投資銀行

4. 合意書締結日

平成 27 年 12 月 16 日(水)

(注 1)瀬戸内ブランド推進連合

瀬戸内ブランドの確立を目的に兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県の 7 県で平成 25 年 4 月に設立された広域連合。

(注 2)瀬戸内ブランド推進体制

瀬戸内エリアの価値向上のため、瀬戸内ブランド推進連合、観光関連事業者、新法人が連携する体制

以上

本資料に関するお問合せ先
企画部 広報室 藤井 TEL:078-333-3247